

<課税・非課税判定表>

	所得金額	均等割	所得割
生活保護法によって生活扶助を受けている人	不問	非課税	非課税
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫	135万円以下	非課税	非課税
扶養親族がいない人	380,000円以下	非課税	非課税
	380,001円から450,000円まで	5,000円	0円
	450,001円以上	5,000円	課税所得に応じて増減
扶養親族がいる人(控除対象配偶者、16歳未満扶養含む)	均等割・・・280,000円 × (扶養親族数 + 1) + 10万 + 168,000円で求める所得金額以下の場合、均等割は非課税		
	所得割・・・350,000円 × (扶養親族数 + 1) + 10万 + 320,000円で求める所得金額以下の場合、所得割は非課税		

均等割の課されない者

扶養がいない場合・・・38万円
 扶養がいる場合
 28万円 × (扶養人数 + 1) + 10万 + 168,000円

扶養人数 0名 → 380,000円
 扶養人数 1名 → 828,000円
 扶養人数 2名 → 1,108,000円
 扶養人数 3名 → 1,388,000円
 扶養人数 4名 → 1,668,000円
 扶養人数 5名 → 1,948,000円

所得割の課されない者

扶養がいない場合・・・45万円
 扶養がいる場合
 35万円 × (扶養人数 + 1) + 10万 + 32万円

扶養人数 0名 → 450,000円
 扶養人数 1名 → 1,120,000円
 扶養人数 2名 → 1,470,000円
 扶養人数 3名 → 1,820,000円
 扶養人数 4名 → 2,170,000円
 扶養人数 5名 → 2,520,000円

配偶者特別控除

納税者義務者の合計所得金額 900万円以下(給与所得のみ 1,120万円以下)

配偶者の合計所得金額	給与収入のみの場合	配偶者特別控除額	
		住民税	所得税
48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	33万円	38万円
95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下		36万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	160万円超 167万円以下	26万円	
110万円超 115万円以下	167万円超 175万円以下	21万円	
115万円超 120万円以下	175万円超 183万円以下	16万円	
120万円超 125万円以下	183万円超 190万円以下	11万円	
125万円超 130万円以下	190万円超 197万円以下	6万円	
130万円超 133万円以下	197万円超 201万円以下	3万円	
133万円超	201万円超	0円	

※900万超は別紙①参照

扶養控除

(所得48万円以下) 前年12月31日時の年齢

1. 所得が48万円以下の扶養親族	一般扶養
2. 年齢が19～22歳(H13.1.2～H17.1.1)	特定扶養
3. 年齢が70歳以上(S29.1.1以前)	老人扶養
4. 3の条件のうち、同居している場合	同居老親扶養

障害控除

障害手帳	特別障害者控除	普通障害者控除
精神	1級のみ	2級以下
身体	2級以上	3級以下
療育	A2以上	B1・B2

寡婦(寡夫)控除

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得(500万円)		以下	超	以下	超	以下	超
扶養親族	有	子	30万円		30万円		30万円
		子以外	26万円		26万円		
	無		26万円				

本人が女性

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得(500万円)		以下	超	以下	超	以下	超
扶養親族	有	子	30万円		30万円		30万円
		子以外					
	無						

本人が男性

令和6年度
(令和5年分)

給与所得計算

給与収入金額の合計額(A)				給与所得額
0	円以上	551,000	円未満	0円
551,000	円以上	1,619,000	円未満	(A) - 550,000円
1,619,000	円以上	1,620,000	円未満	1,069,000円
1,620,000	円以上	1,622,000	円未満	1,070,000円
1,622,000	円以上	1,624,000	円未満	1,072,000円
1,624,000	円以上	1,628,000	円未満	1,074,000円
1,628,000	円以上	1,800,000	円未満	(A) × 60% + 100,000円
1,800,000	円以上	3,600,000	円未満	(A) × 70% - 80,000円
3,600,000	円以上	6,600,000	円未満	(A) × 80% - 440,000円
6,600,000	円以上	8,500,000	円未満	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000	円以上			(A) - 1,950,000円

公的年金所得計算(年金以外の合計所得1000万以下の場合)

昭和33年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)の計算

公的年金収入金額の合計額(A)				年金所得額
0	円以上	1,100,000	円未満	0円
1,100,000	円以上	3,300,000	円未満	(A) - 1,100,000円
3,300,000	円以上	4,100,000	円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000	円以上	7,700,000	円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000	円以上	10,000,000	円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000	円以上			(A) - 1,955,000円

昭和33年1月2日以降に生まれた方(65歳未満)の計算

公的年金収入金額の合計額(A)				年金所得額
0	円以上	600,000	円未満	0円
600,000	円以上	1,300,000	円未満	(A) - 600,000円
1,300,000	円以上	4,100,000	円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000	円以上	7,700,000	円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000	円以上	10,000,000	円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000	円以上			(A) - 1,955,000円

地震保険料控除(旧は平成18年12月31日以前の契約)

保険料区分	年間の保険料支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額 × 2分の1
	50,001円以上	一律25,000円
旧長期保険料	5,000円以下	全額
	5,001円 ~ 15,000円以下	支払額 × 2分の1 + 2,500円
	15,001円以上	一律10,000円

生命保険料控除(住民税)

(新)生命保険料控除...H24.1.1以降の契約

12,000円以下	全額
12,001円 ~ 32,000円	支払額 × 2分の1 + 6,000円
32,001円 ~ 56,000円	支払額 × 4分の1 + 14,000円
56,001円以上	一律28,000円

(旧)生命保険料控除...H23.12.31以前の契約

15,000円以下	全額
15,001円 ~ 40,000円	支払額 × 2分の1 + 7,500円
40,001円 ~ 70,000円	支払額 × 4分の1 + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

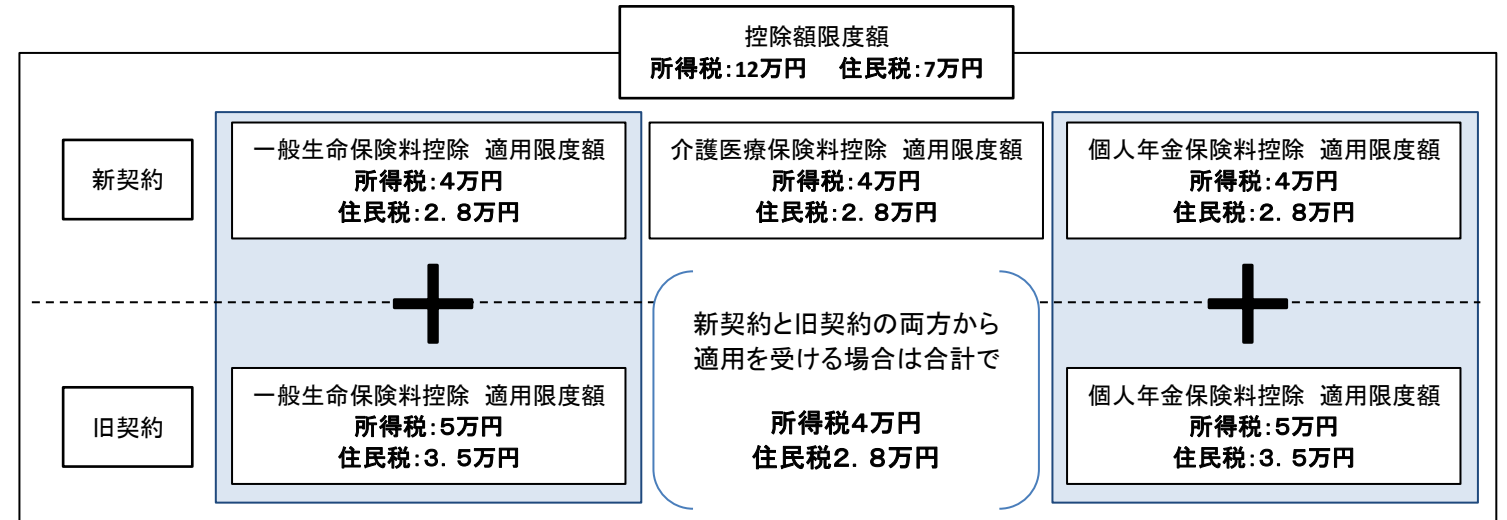
生命保険料控除(所得税)

(新)生命保険料控除...H24.1.1以降の契約

20,000円以下	全額
20,001円 ~ 40,000円	支払額 × 2分の1 + 10,000円
40,001円 ~ 80,000円	支払額 × 4分の1 + 20,000円
80,001円以上	一律40,000円

(旧)生命保険料控除...H23.12.31以前の契約

25,000円以下	全額
25,001円 ~ 50,000円	支払額 × 2分の1 + 12,500円
50,001円 ~ 100,000円	支払額 × 4分の1 + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円



令和6年度
(令和5年分)

人的控除の種類	人的控除額		人的控除の差額	
	住民税	所得税		
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害	53万円	75万円	22万円
寡婦控除	一般	26万円	27万円	1万円
	ひとり親	30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
配偶者控除 (所得900万円以下)※	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	一般	別紙①参照		
	老人	別紙①参照		
基礎控除	※2400万以下	43万円	48万円	5万円
	※合計所得2500万までは控除額が段階的に変わります。			

※納税義務者所得900万超は別紙①参照